

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|---|---|
| 1 | 介護予防サービスは補助対象になりますか。 | 補助対象になりません。 |
| 2 | 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)は補助対象になりますか。 | 補助対象になりません。 |
| 3 | 介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象になりますか。 | 補助対象になります。 ただし、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、介護サービスの提供実績がないものと判断し、補助対象になりません。 |
| 4 | 休止中の施設・事業所は補助対象になりますか。 | 休止中の施設・事業所は補助対象になりませんが、申請時点で再開している場合は補助対象になります。 |
| 5 | 障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象になりますか。 | 補助対象になります。 なお、1事業所あたりの補助上限額は20万円です。 |
| 6 | 例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合など、同じ所在地に複数のサービス事業所がある場合、それぞれが補助対象になるのですか。 | 指定サービス毎に、それぞれの事業所が補助対象になります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、1つの事業所として補助対象になります。 |
| 7 | 例えば介護老人福祉施設が通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助の対象になりますか。 | 施設に対する補助と事業所に対する補助、それぞれが対象になります。 |
| 8 | 自分の事業所が補助の対象かどうか知りたい場合はどうすれば良いですか。 | 事務局までお問合せください。 |
| 9 | 施設の定員数はいつの時点を基準としますか。 | 令和7年4月1日を基準とします。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|--|--|
| 10 | 施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象になりますか。 | 施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象になりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象にはなりません。 |
| 11 | 訪問介護事業所の1月あたり延べ訪問回数はいつの時点を基準としますか。 | 令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分の平均値により判断します。 |
| 12 | 通所介護事業所の1月あたり延べ利用者数はいつの時点を基準としますか。 | 令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分の平均値により判断します。 |
| 13 | 介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか。 | 補助対象に含まれません。 |
| 14 | 訪問介護や通所介護の事業実績について、県はどのように確認するのですか。 | 厚生労働省から提供されるデータにより確認します。 事業所の認識と相違がある場合は、請求データ等を提出していただき判断します。 |
| 15 | 定員数、訪問介護や通所介護の事業実績がわからない場合はどうすれば良いですか。 | 事務局までお問合せください。 |
| 16 | 令和7年10月以降に開設した事業所は対象に含まれますか。 | 対象に含まれます。その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、開設後から申請時までの報酬請求実績等を提出していただき判断します。 |
| 17 | 補助金額はいくらですか。 | 申請要領2ページの「③補助金額」を参照してください。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|--|---|
| 18 | 介護サービスを円滑に継続するための対応の例示として、「燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費」とありますが、いつまでの経費が対象になりますか。 | 期限の定めはありませんが、交付決定後から事業完了報告期限(令和8年7月31日)までに完了(購入)していただく必要があります。 |
| 19 | 災害備蓄等への対応の例示として、ローリングストックの初期費用とありますが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいですか。 | 平時に使用しても問題ありません。 なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することできません。 |
| 20 | 過去に購入したものは補助対象になりますか。 | 補助金交付決定前に購入したものは、補助対象になりません。 |
| 21 | 購入する物品等の上限額はありますか。 | 本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が30万円以上となる物品等は補助対象外です。 なお、複数の物品を組み合わせると30万円以上となる場合は、補助上限額の範囲で対象となります。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

2 介護施設等に対するサービス継続支援事業について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|---|---|
| 1 | 支給額はいくらですか。 | 申請要領4ページの「③補助金額」を参照してください。 |
| 2 | 公立の介護施設も補助対象施設となりますか。 | 補助対象となります。 |
| 3 | 施設の定員数の基準日はいつですか。 | 令和7年4月1日です。 |
| 4 | 基準日時点で休止中の場合は、補助対象となりますか。 | 基準日時点で休止中であっても、申請時点で再開している施設は対象となります。 |
| 5 | 食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいですか。 | 原則として食材料費を補助対象経費としているため、施設職員の賃金に充てることはできません。 ただし、食事の準備を委託している施設については、その経費を対象として差し支えありません。 |
| 6 | 食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要がありますか。 | 本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであるため、利用者負担額分を考慮する必要はありません。 |
| 7 | 食材料費は、利用者負担が原則と考えますが、事業者が負担する額を補助するという考え方で良いですか。 | そのとおりです。 |
| 8 | 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は補助対象となりますか。 | この補助金は、公定価格により収入が設定されている事業所などを対象に補助を行うものであるため、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は、補助対象となりません。 補助対象施設については、申請要領4ページの「① 対象施設」を参照してください。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

2 介護施設等に対するサービス継続支援事業について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|--|--|
| 9 | 施設や事業所は山梨県内にあるものの、本社が山梨県内にはない場合は対象となりますか。 | 本社が山梨県外にあっても、山梨県内に所在地のある施設については補助対象となります(県外に所在する施設については、補助対象外)。 |
| 10 | 県から物価高騰対策支援金の交付も受けていますが、この補助金も申請できますか。 | 申請できます。 |
| 11 | 市町村や他団体にて物価高騰対策の補助金を受給しています(受給予定)が、この補助金も申請できますか。 | 申請できます。 ただし、この補助金を受給した場合に市町村や他団体の給付金を受け取ることが可能かは、各市町村や他団体の支給要件をご確認ください。 |
| 12 | 介護保険法第71条に規定する医療系サービスのみなし指定(いわゆる“医療みなし”)事業所は補助対象になりますか。 | 補助対象となります。 |
| 13 | いわゆる“医療みなし”の事業所で、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合でも補助対象になりますか。 | 補助対象となりません。 この補助金の目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、介護サービスの提供実績がある事業所のみが補助対象となります。 令和7年9月以降、申請時点まで介護保険の利用者がいない場合は、提供実績がない事業所とみなします。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

3 補助金交付申請手続きについて

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|--|--|
| 1 | 申請はどのようにして行いますか。 | 申請書に必要な書類を添付し、メールで事務局まで提出してください。 詳しくは、申請要領5ページの「3 補助金交付申請手続き」を参照してください。 |
| 2 | 設備等と食費が一体の申請様式となっていますが、食費の対象外事業所(通所・訪問)も同じ様式を用いて申請するのですか。 | 同じ様式で申請してください。 |
| 3 | 申請書様式1-2「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書」の「支出予定額」について、どの科目に記載すればよいのかわかりません。 | 科目の該当例は以下のとおりです。 需用費: 消耗品費、燃料費、食料費など 備品購入費: 上記以外の物品(発電機、ヒーターなど)購入費など 役務費: 有料道路通行料など 委託料: 食事の準備を委託している場合の委託料など 使用料及び賃借料は該当が無いと思われませんが、判断に迷った場合は、事務局までお問い合わせください。 |
| 4 | 事業計画書の用途・品目・数量等の記載については、例えば、「鶏卵〇〇円/パック×100」といった内容でよいですか。 | そのような記載で構いません。 |
| 5 | 見積書は、例えばスーパーの食品に見積書を求めなければならないのでしょうか。 | 実施計画を策定する際に必要となる場合は、徴取してください。県への見積書の提出は必要ありません。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

4 交付決定について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|------------------------|--|
| 1 | 申請後、いつ交付決定通知書が送付されますか。 | 交付申請書の内容が適正であることが確認できてから、概ね1か月後を目途に交付決定通知書を送付します。 |
| 2 | 申請すれば必ず補助を受けられますか。 | 本補助金は決められた予算の範囲内で交付しますので、予算上限額を上回る申請があった場合、申請受理後に「予算上限額を超過」したことを理由に交付決定を行わない場合もあります。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

5 事業の実施について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|---|---|
| 1 | 交付決定となる前に購入したものについても対象となりますか。 | 交付決定前に購入されたものは対象となりません。 |
| 2 | 対象となる経費は物価高騰分ではなく食料費全体ということですか。 | 物価上昇分(例えば、今年の去年の価格の差分)のみではなく、購入費全体が補助対象となります。 |
| 3 | 法人で給食業務を一括して業務委託している場合は、事業所ごとに按分するのでしょうか。 | 事業所ごとに合理的な方法で按分してください。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

6 事業内容の変更について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|--|---|
| 1 | 交付申請書に添付した事業計画書の内容と実際に購入するものが変わった場合は、どうしたらよいですか。 | 変更承認申請が必要となる場合があります。 申請要領6ページの「6事業内容の変更」を参照してください。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

7 実績報告について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|----------------------------|---|
| 1 | 実績報告書には、見積書や領収書等の添付は必要ですか？ | 実績報告書に見積書や領収書等の添付は不要です。 しかし、必要に応じて県から提出を求める場合があります。提出を求められ際は速やかに提出できるよう保管しておいてください。 なお、保存期間は5年です。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

8 補助金額の確定・支払いについて

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|------------------|--|
| 1 | 補助金はいつごろ支払われますか。 | 実績報告書の受理後内容を審査し、問題が無ければ、受理から1か月後を目途に、申請時に報告していただいた口座に振り込みます。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

9 文書の保管について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|---------------------------|-----------------------|
| 1 | 申請書の控えやレシートなどは保管の必要がありますか | 事業終了後5年間は保存しておいてください。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

10 検査について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|---|--|
| 1 | 事業実施報告書の提出後に確定検査はありますか。 | ありません。 ただし、会計検査の対象となる場合がありますので、事業実施後、5年間は資料等を保存するようお願いします。 |
| 2 | 事業を実施した際に、事業計画書の内容から減額や品目の変更等があった場合はどうすれば良いですか。 | 他の補助金と同様に購入する食材の変更など軽微な事業内容の変更であれば、変更承認の手続きは不要です。 ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

11 交付決定の取消等について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|----------------------|---|
| 1 | 交付決定が取り消されることはありますか。 | 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すと同時に、期限を定めて返金を指示します。 |

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 FAQ

12 問い合わせ先について

| 番号 | 質問 | 答 |
|----|---------------------------|---|
| 1 | 申請に関する不明点等はどこに相談すれば良いですか？ | 事務局あて電話又はメールにてお願いします。 問合せ先は申請要領8ページの「12 お問い合わせ先」を参照してください。 |